

アクション・プランに基づく地方自治体とハローワークの一体的実施に向けた提案

平成26年9月

松戸市

1 提案の概要

松戸市福祉事務所に、生活保護受給者、住宅支援給付受給者、児童扶養手当受給者、これらの申請者及び相談者（以下「生活保護受給者等」という。）を対象としたハローワークの職業紹介機能を持つ就労支援窓口を設置し、福祉事務所のケースワーカー及び就労支援員等とハローワークが連携し、生活保護受給者等に対する一体的な就労支援を実施する。

2 提案理由

松戸市では、平成20年に発生したリーマンショック以降、生活保護受給者が急激に増加し、現在は9,200人を超え、千葉県内では2番目に高い生活保護率となっている。その中で、稼働能力を有する生活保護受給者（いわゆる「その他」世帯）が増加傾向にあり、全体に占める割合は、リーマンショックまでは8%程度であったものが、その後は15%以上となり、この「その他」世帯の受給者に対する就労支援のあり方が課題となっている。

松戸市の就労支援の取り組みとしては、平成18年度から就労支援相談員を配置し、更に平成25年度からはハローワークとも連携した支援を実施し一定の成果を上げているところであるが、支援対象者には、相談窓口が分かれていることにより混乱を招き、スムーズな支援につながらない課題もあった。

以上のことから、当該事業を実施することにより、課題が解消され、より細やかな対応も可能となり、これまで以上にハローワークとの連携した支援を実現するため、今般、アクション・プランに基づく一体的実施の提案を行うものである。

3 提案内容

(1) 支援対象者

生活保護受給者、住宅支援給付受給者、児童扶養手当受給者、これらの申請者及び相談者とする。

(2) 設置場所

松戸市役所 本館3階 生活支援一・二課分室隣り「ジョイントワーク松戸」

(3) 実施内容

・市が行う業務

- ア カウンセリングを基に生活態度や趣味、興味及び問題点の整理、記録
- イ ケースワーカーとの同行訪問による生活実態確認
- ウ ケースワーカーや査察指導員と連携した支援計画の策定
- エ 就職面接へのフォロー
- オ 職場定着支援
- カ その他

・国が行う業務

- ア 対象者に対する職業相談及び職業紹介並びにこれに付随する業務
※就労支援ナビゲーター（就労支援分） 2名配置
- イ 求人情報提供パソコン等による求人情報の提供
※求人情報提供端末 2台設置
- ウ 労働局・ハローワーク及び関係機関が行う各種求職支援についての情報提供等（職業訓練、求職者支援制度、トライアル雇用）
- エ その他

・市と国が連携して行う業務

- ア 相談内容に応じた互いの窓口への誘導
- イ 対象者への事業周知
- ウ 運営協議会の設置及び運営

(4) 開設予定時期

平成26年11月10日